

流域治水への転換

～水災害対策における日本の新しい政策～

日本の新しい政策「流域治水」では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策について、総合的かつ多層的に取り組んでいきます。

また、国、都道府県、市町村、企業、住民及び利水者など、あらゆる関係者が協働して対策を実践します。

近年の水災害による甚大な被害を受け、2020年、国土交通省は水災害対策の政策を新しい「流域治水」へと大きく転換したのです。

背景

気候変動の影響

今後も水災害が激化。これまでの水災害対策では安全度の早期向上に限界があるため、整備の加速と、対策手法の充実が必要。



台風19号
(2019年)



倉敷市での洪水
(2018年)

社会の動向

人口減少や少子高齢化が進む中、「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成により地域の活力を維持するためにも、水災害に強い安全・安心なまちづくりが必要。

技術革新

5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の進展は著しく、これらの技術を避難行動の支援や防災施策にも活用していくことが必要。

新たな政策

I. 「流域治水」への転換

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う持続可能な治水対策

→ 事前防災対策の加速(流域治水プロジェクト)

II. 治水計画等の「計画の見直し」

気候変動による影響を見越して反映

I. 「流域治水」への転換

従来の治水

■ 役割分担を明確化した対策

河川/下水道/砂防/海岸などの管理者主体のハード対策

■ 河川区域や氾濫域が中心の対策

転換

流域治水

■ あらゆる関係者の協働による対策

国・都道府県・市町村、企業・住民など流域全体のあらゆる関係者による治水対策

■ あらゆる場所における対策

河川区域や氾濫域のみならず、集水域含めた流域全体で対策を実施

①氾濫をできるだけ防ぐための対策

②被害対象を減少させるための対策

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

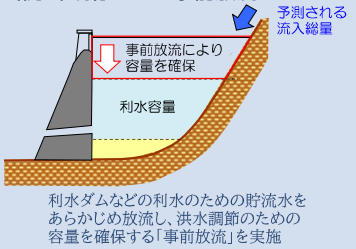
①氾濫をできるだけ防ぐための対策例

(例1)堤防整備



堤防の嵩上げや強化を実施

(例2)既存ダムの事前放流



(例3)貯留施設の整備



①氾濫をできるだけ防ぐための対策

集水域

- 雨水貯留機能の拡大
＜国/市/企業/住民＞
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の高度利用

河川区域

- 流水の貯留
＜国/県/市/利水者＞
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
＜国/県/市＞
土地利用と一体となった遊水機能の向上
- 持続可能な河道の流下能力の維持・向上
＜国/県/市＞
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
- 氾濫水を減らす
＜国/県＞
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

氾濫域

- リスクの低いエリアへ誘導 / 住まい方の工夫
＜市/企業/住民＞
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討
- 浸水範囲を減らす ＜国/県/市＞
二線堤の整備、自然堤防の保全



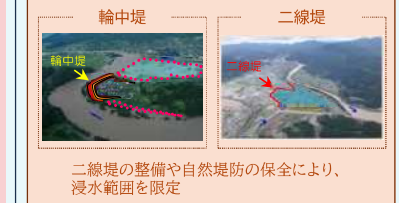
＜＞：想定される対策実施主体
県：都道府県
市：市町村

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

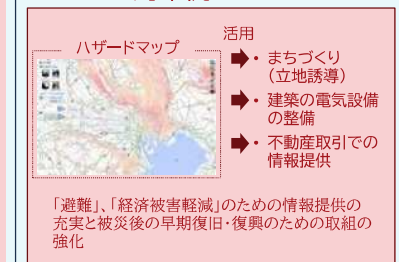
氾濫域

- 土地のリスク情報の充実 ＜国/県＞
水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信
- 避難体制を強化する ＜国/県/市＞
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
- 経済被害の最小化
＜企業/住民＞
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
- 住まい方の工夫
＜企業/住民＞
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進
- 被災自治体の支援体制充実
＜国/企業＞
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
- 氾濫水を早く排除する ＜国/県/市等＞
排水門等の整備、排水強化

②被害対象を減少させるための対策例



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策例



あらゆる関係者の協働



Ⅱ. 治水計画等の「計画の見直し」

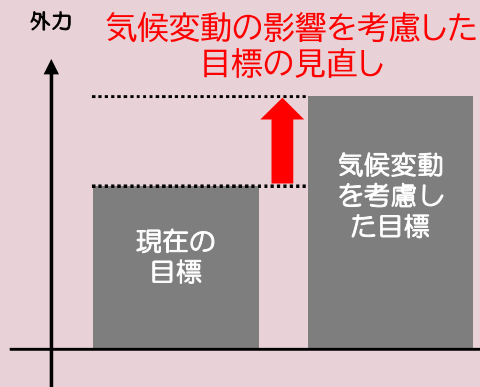
(これまで)

洪水、洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

(今後は)

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)の場合で降雨量変化倍率は約1.1倍と試算



よくある質問

■ 日本の「河川管理者」って何？

河川の管理は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するように適正に行われなければなりません。日本の河川法では、河川の管理について権限をもち、その義務を負う者を「河川管理者」と定めています。一級河川は国土交通大臣、二級河川は都道府県知事、準用河川は市町村長が「河川管理者」となり、川の治水・利水・環境整備の計画づくり、工事や維持管理を行っています。

■ 日本の「河川整備計画」とは？

河川管理者は、その管理する河川の整備について基本となる方針「河川整備基本方針」を定め、その後、数十年かけて、同方針に従い計画的に河川の整備を実施すべき区間において、①目標に関する事項、②河川整備の実施に関する事項を規定する「河川整備計画」を作成します。作成にあたりましては、学識経験者や住民の意見を反映していきます。

■ これまで行ってきたダム建設を含む河川整備は今後行わないか？

今後も継続的に整備を行っていきます。

水災害対策は、流域全体のあらゆる関係者の合意形成を図りながら、ダム建設を含めた従来の施策から革新的な治水対策に至るまで、すべての可能性のある手段を用いて実施していく必要があります。現在進行中の河川整備計画の進捗を加速化しながら、可能な限り効率よく河川整備を推進していくことが重要となってきます。

問い合わせ先



国土交通省 水管理・国土保全局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel : 03-5253-8444

E-mail : hqt-kawakeikokusai@gxb.mlit.go.jp

(2020年11月時点)